

競争参加者の資格に関する公示

第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和3年7月21日
交野市長

1 業務概要

- (1) 業務名 第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務
- (2) 業務内容 広域的な物流拠点となることが見込まれる第二京阪道路沿道の交野市において、増加する物流交通や物流倉庫周辺の環境保全のため、防災拠点機能を併せ持ったトラック駐車場（休憩施設）の整備に向けた現況調査・整備効果・概略設計及び駐車場・収益施設の管理運営に係る PPP/PFI 導入可能性検討を行うことを目的とする。
- (3) 履行期限 令和4年3月18日

2 申請の時期

令和3年7月21日から令和3年8月3日午後5時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和3年7月21日から交野市ホームページにおいて設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に〇〇設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送とする。但し、郵送の場合は書留、簡易書留、特定記録郵便に限り提出可能とする。なお、持参の場合は、午前9時から午後5時30分までとする。（受付は、日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- (3) 提出先
交野市 都市計画部 第二京阪道路沿道まちづくり推進室
住所：〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員は、第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務公募型プロポーザル実施要領の5.(1)～(8)の要件を満たしている者の組合せとする。

(2) 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、〇〇設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

(1) 設計共同体の名称は、「第二京阪道路沿道における休憩施設の基盤整備検討調査業務△△・××設計共同体」とする。(「△△・××」は各構成員名)

(2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

以上